

【貨物】行政処分状況（令和6年4月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和6年4月5日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社金城友キク運輸 代表者運天先俊 (法人番号5360001000768) 沖縄県那覇市西1丁目1番地15号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県那覇市西1丁目1番地15号
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止（10日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年3月12日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。2件の違反が認められた。 (1)貨物の積載方法違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条） (2)定期点検整備等の未実施（道路運送車両法第48条）
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（事業者） 1点 （当該営業所） 1点